

諮問番号：令和２年度 諮問第７号

答申番号：令和２年度 答申第８号

答 申 書

第１ 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第２ 主張の要旨

１ 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

- (1) 請求人の妻は裁判所への提出書類によって自らの住所を請求人に開示していることから、請求人の妻に対して札幌市住民基本台帳条例（平成 17 年条例第 9 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づく支援措置を継続する理由はなく、処分庁が支援措置の実施を理由として令和 2 年 5 月 26 日付けで行った請求人を戸籍筆頭者とする戸籍の附票（以下「本件附票」という。）の写しの不交付決定（以下「本件処分」という。）は、加害者が被害者の住所を探索することを防止することにより被害者の保護を図るためという本来の目的に反するものであり、総務省の助言のみによって住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）により保障されている請求人の権利を阻害している。
- (2) 請求人が令和 2 年 5 月 13 日付けで行った本件附票の写しの交付の請求（以下「本件交付請求」という。）は、国の機関である裁判所に本件附票の写しを提出することを目的としており、正当な目的による請求であるから、本件処分は不当である。
- (3) 処分庁は、請求人の加害者性をどのように判断したかを立証すべきである。
- (4) 処分庁は、○（以下「住所地市町村長」という。）から請求人の妻に対する支援措置の終了の連絡を受けているはずであり、その後も支援措置を継続し、請求人に本件附票の写しを交付しなかったことは、明らかに不当である。
- (5) 請求人の妻による支援措置の申出は、暴力の回避を目的としたものではなく、自らの不貞行為の隠蔽を目的としたものであることは間違いなく、制度の目的外

利用は確実である。

2 処分庁（札幌市〇区長）の主張の要旨

- (1) 本件交付請求時において、請求人の妻から支援措置終了の申出はなく、処分庁も支援措置を終了すべき事情を確認していない以上、処分庁として、支援措置の必要がないと判断することはできない。

また、請求人は、本件処分が、総務省の助言のみによって請求人の権利を侵害していると主張するが、本件処分は法及び条例に基づき適正に行われており、請求人の権利を侵害するものではない。

- (2) 訴訟等のために裁判所へ提出することが必要である場合は、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する裁判所との連携について」（平成 30 年 12 月 3 日付け総行住第 199 号総務省自治行政局住民制度課長通知。以下「総務省通知」という。）で示されているとおり、必要であれば裁判所が調査囑託を行うと考えられ、他の手段では代替できないとはいえないから、加害者による住民票の写し等の交付の請求等を拒否しない場合に該当しないことは明らかである。

- (3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がない。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 令和 2 年 4 月 27 日、請求人は、処分庁に対し、裁判所へ提出するためとして、本件附票に記録されている全員分の本件附票の写しの交付を請求した。

イ 同日、処分庁は、本件附票には請求人及び請求人の妻に係る住所地が記録されているところ、請求人の妻は、自身を被害者、請求人を加害者として、条例第 15 条第 1 項に基づく支援措置の申出を行い、処分庁が当該申出に理由があると認め、支援措置を実施している者（以下「支援対象者」という。）であったことから、請求人に対し、本件附票には支援対象者が含まれており、条例第 16 条第 1 項第 2 号の規定により、全員分の本件附票の写しを交付することは

できない旨の電話連絡を行った。

これに対し、請求人は、交付できない理由を記載した文書を送付するよう、処分庁に求めた。

ウ 令和2年5月8日、処分庁は、請求人の求めに応じ、支援対象者が含まれているため交付できない旨を記載した文書を同封した上で、本件交付の請求に係る請求書類一式を請求人に返送した。

エ 令和2年5月13日、請求人は、アと同じ趣旨で本件交付請求を行った。

オ 令和2年5月18日、処分庁は、請求人に架電し、イと同様の理由により、全員分の本件附票の写しを交付することはできない旨を説明した。また、請求理由が裁判所に提出するためとされていたことから、総務省通知に基づき、本件附票の写しが交付されない場合の対応方法について、裁判所において手続の教示を受けられることを説明し、具体的な手続については裁判所に相談するよう案内を行った。

これに対し、請求人は、交付できないのであれば、不交付決定の処分を行い、当該処分を書面にて通知するよう求めた。

カ 令和2年5月26日、処分庁は、本件処分を行い、請求人に対し通知した。

キ 令和2年6月3日、請求人は、本件処分に係る審査請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 判断

ア 請求人の妻は、住所地市町村長に対し、請求人を加害者として支援措置の申出を行い、その際に、併せて本籍地の市町村長である処分庁に対しても支援措置を実施することを求めたことから、支援の必要性を確認した住所地市町村長から、処分庁宛てに支援措置申出書の写しが転送されたことを受け、請求人の妻から条例第15条第1項に基づく支援措置の申出があったものとして、条例第16条第1項に基づき、請求人の妻について、支援措置を実施することを決定したものである。そして、当該支援措置は、請求人から本件交付請求がされた時点でも引き続き実施されていたことから、本件処分を行ったものであり、これらの点について違法又は不当な点は見当たらない。

イ 請求人は、本件附票の写しの使用目的を裁判所に提出するためとしているが、訴訟等の手続上、請求人本人が妻の住所を調査できなくとも、裁判所によ

る調査嘱託によることが可能とされていることから、請求人が提示した利用目的が、加害者による住民票の写し等の交付の請求等を拒否しない場合について定めた札幌市住民基本台帳条例施行規則（平成 17 年規則第 32 号。以下「規則」という。）第 5 条各号のいずれにも該当しないとした処分庁の判断は妥当であり、処分庁が、条例第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、法第 20 条第 5 項において準用する法第 12 条第 6 項に規定する不当な目的によるものとみなして交付請求を拒んだことに違法又は不当な点はないものと判断される。

ウ 本件交付請求時において、請求人の妻から支援措置終了の申出はなく、処分庁も支援措置を終了すべき事情を確認していない以上、支援措置を引き続き実施した処分庁の判断は、社会通念上妥当なものと考えられる。

2 審理員審理の経過（日付は、令和 2 年）

6 月 15 日	審査庁（札幌市長）が、本件請求に係る審理員 2 名を指名し、その旨を審理関係人に通知
7 月 10 日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
7 月 31 日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
8 月 12 日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
8 月 19 日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第 4 裁決書案の要旨

前記第 3 の 1 (2) と同旨である。

第 5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和 2 年）

9 月 18 日	審査庁が、本審査会に諮問
9 月 25 日	請求人が、本審査会宛てに主張書面を提出
11 月 6 日	第 1 回調査審議（令和 2 年度第 8 回札幌市行政不服審査会）

第 6 本審査会の判断の理由

市町村が備える戸籍の附票に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交

付を請求できるとされているところ（法第 20 条第 1 項）、当該請求が不当な目的によることが明らかなときは、これを拒むことができるとされている（同条第 5 項において準用する法第 12 条第 6 項）。

また、札幌市が作成する戸籍の附票に記載されている者で、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「DV防止法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者であり、かつ、更に同条第 1 項に規定する身体に対する暴力等を受けるおそれのある者、②ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「ストーカー規制法」という。）第 6 条に規定するストーカー行為等を受けた者で、更に反復してストーカー規制法第 2 条第 1 項に規定するつきまとい等を受けるおそれのある者、並びに③①及び②のほか、特に生命若しくは身体に危害を及ぼす暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれのある者は、当該戸籍の附票を備える区の区長に対し、戸籍の附票の写しの交付等に関し、条例第 16 条第 1 項の規定による支援措置の実施を求める旨の申出をすることができるとされており（条例第 15 条第 1 項）、区長は、当該申出に理由があると認めたときは、当該申出を行った者に係る加害者が支援対象者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求したときには、規則で定める場合を除き、法第 20 条第 5 項において準用する法第 12 条第 6 項に規定する不当な目的によるものとみなして当該請求を拒むこととされているところ（条例第 16 条第 1 項第 2 号）、この規則で定める場合については、加害者が官公署に対する申請等を行う場合で、戸籍の附票の写しの交付がその申請等を行うために必要不可欠であるとき等と定めている（規則第 5 条）。これらの条例及び規則の定めは、住民基本台帳事務処理要領について（昭和 42 年 10 月 4 日付け法務省民事甲第 2671 号、保発第 39 号、庁保発第 22 号、42 食糧業第 2668 号（需給）、自治振第 150 号 法務省民事局長、厚生省保険局長、社会保険庁年金保険部長、食糧庁長官、自治省行政局長通達。以下「事務処理要領」という。）第 5－10 の内容とほぼ同様である。

この点について、総務省通知では、市区町村においては、支援措置で加害者とされた者から裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者に係る住民票の写し等の交付の請求等があり、当該請求等に特別の必要があると認められる場合には、裁判所に直接、住民票の写し等を交付する等の方法によるのではなく、裁判所からの調査嘱託（民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 151 条若しくは第 186 条又は家事事件

手続法（平成 23 年法律第 52 号）第 62 条）に対応する方法によることとされており、加害者に対しては、住民票の写し等を交付することはできないこと及び住民票の写し等が交付されない場合の対応方法については裁判所において手続の教示を受けられることを説明した上で、具体的な手続については裁判所に相談するよう案内することと示されている。

また、事務処理要領においては、最初に支援措置の申出を受けた市町村長（以下「当初受付市町村長」という。）が支援の必要性を確認した場合であって、申出者が他の市町村に対して併せて支援措置を実施することを求める場合には、当該他の市町村の市町村長に対して支援措置申出書の写しを転送することとされており（事務処理要領第 5－10 エ）、転送を受けた他の市町村長は当初受付市町村長と同様に支援の必要性を確認することとされているものの、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性を確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えないとされている（同オ）ほか、当初受付市町村長が支援措置の期間内に当該支援措置を終了するときは当該他の市町村長にも連絡することとされている（同ク A 及び C）。

これらの事務処理要領の定め及び総務省通知は、DV 防止法第 2 条に定める地方公共団体の責務並びにストーカー規制法第 6 条及び第 8 条第 3 項に定める義務に対応するものであり、当該責務等に基づいて被害者の安全確保を最優先とする支援措置においては、その実施に当たっては迅速な対応が求められるとともに、その継続及び終了に当たっては慎重な対応が求められることを考慮すると、合理的なものであると認められる。

なお、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市においては、市町村長が行うこととされている戸籍の附票の写しの交付に関する事務は区長が行うこととされている（法第 38 条第 2 項及び住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 31 条第 2 項）。

そこで、本件について見ると、請求人の妻は、住所地市町村長に対し、請求人を加害者として事務処理要領第 5－10 に基づく支援措置の申出を行い、その際に、併せて本件附票を備える処分庁に対しても支援措置を実施することを求めたことから、支援の必要性を確認した住所地市町村長から、事務処理要領第 5－10 エにより、処分庁宛てに支援措置申出書の写しが転送されたことが認められる。

支援措置申出書の写しの転送を受けた処分庁は、請求人の妻から条例第 15 条第 1 項に基づく支援措置の申出があったものとして取り扱い、住所地市町村長が支援の必要性を認めており、その必要性を否定する特段の事情も認められないことから、処分庁においても同様に支援措置の申出に理由があると認めたため、条例第 16 条第 1 項に基づき、請求人の妻について、支援措置を実施することを決定したものである。そして、本件処分時においても、処分庁は住所地市町村長から支援措置を終了する旨の連絡を受けておらず、支援措置を終了すべき事情が確認されていないことから本件処分を行ったものと認められ、事務処理要領及び条例に沿って行われた本件処分に違法又は不当な点は見当たらない。

なお、条例第 16 条第 2 項によると、戸籍の附票の写しの交付の請求がされた場合は当該戸籍の附票のうち支援対象者に係る部分に限り同条第 1 項の規定を適用することとされているところ、本件処分においては支援対象者以外の部分も含めた本件附票の写し全体について不交付決定を行っていることが認められる。これは、処分庁において請求人に電話連絡を行った際に、支援対象者の分が含まれない本件附票の写しの交付であれば不要との申出が請求人からあったことによるものとのことであり、本件請求においてこの点について主張がないことも踏まえると、本件附票の写し全体について不交付決定を行った本件処分について、社会通念上不合理であるとまでは認められない。

ところで、請求人は、請求人の加害者性を処分庁がどのように判断したかを立証すべきである旨主張していることが認められる。しかし、支援措置申出書の写しの転送を受けた処分庁においては、被害者及び加害者についての情報が十分でない中で迅速に対応することが求められることから原則として改めて支援の必要性を判断することまでは求められておらず、処分庁において改めて支援の必要性を判断すべき特段の事情も認められないことから、前記のとおり住所地市町村長が支援の必要性を認めたことをもって、処分庁においても支援措置の申出に理由があると認めたものであり、この点について、処分庁の判断に不合理な点は認められない。

また、請求人は、請求人の妻による支援措置の申出が自らの不貞行為の隠蔽を目的としたものであると主張し、当該主張の根拠として請求人の妻の不貞行為を明らかにすることを目的とするものと思われる書面を本審査会に提出しているが、そもそも請求人の妻の不貞行為の有無と請求人を加害者とする支援措置の申出に理由があると

認められるかどうかは直接的な関係を有するものではないことから、当該主張及び書面をもって、請求人の妻が支援対象者であることを理由に本件処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点があると認めることは困難である。

さらに、請求人は、本件附票の写しの使用目的を裁判所に提出するためとしているが、前記のとおり、訴訟等の手続上、請求人本人が請求人の妻の住所を調査できなくとも、裁判所が行う調査嘱託によることが可能であることから、請求人が提示した利用目的が戸籍の附票の写しの交付の請求を拒否しない場合について定めた規則第5条各号のいずれにも該当しないものと認められるものである。

そのほか、請求人は、請求人の妻が令和2年3月16日付けの裁判所への提出書類によって自らの住所を請求人に開示していることから、被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図ることを目的とする支援措置については継続する理由がないとして、本件処分の取消しを求めている。

しかしながら、令和2年4月1日付けの裁判所への提出書類には請求人の妻は請求人と同一の住所を記載していることから、同年3月16日付けの裁判所への提出書類に記載された請求人の妻の住所について請求人に対して開示する意図があったかどうかは不明である。また、本件処分時において、当該住所と本件附票に記載されている住所が同一であるかどうかを言及することはできないが、同一でなかった場合には支援措置を継続する理由がないとはいえないし、同一であったとしてもその後における当該住所からの転居の可能性も否定できないことから、支援措置を継続することについて明らかに必要性がないとはいえない。したがって、住所地市町村長が支援の必要性を認めたことから支援措置申出書の写しの転送を受けた処分庁においては、他に支援措置を終了すべき事情が確認されていない状況において、令和2年3月16日付けの裁判所への提出書類によって当該書類に記載された請求人の妻の住所が請求人の知るところとなったことをもって、支援の必要性が失われ、支援措置を継続する理由がなくなったものと認めることはできない。

また、請求人は、支援措置はDV防止法第8条の2に基づく被害者保護処分であり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について（平成25年12月20日付け警察庁丙生企発第137号・丙人発第466号・丙給厚発第30号・丙地発第24号・丙少発第34号・丙刑企発第78号・丙捜一発第47号警察庁生活安全局長、警察庁長官官房長、警察庁刑事局長通達）によれば、支援措置

の対象となる暴力は、生命・身体に対する暴行脅迫に限定していると主張している。しかし、請求人が引用するDV防止法第8条の2は警察本部長等の援助に関する規定であり、同条はDV防止法第6条において配偶者からの暴力を身体に対する暴力に限定されていることから、当該通達もDV防止法第8条の2に基づき警察本部長等の援助の対象となるのが身体に対する暴力に限られると示しているに過ぎず、市町村の行う住民基本台帳事務に係る支援措置まで生命・身体に対する暴行脅迫に限定されると解することは適当ではない。

以上より、本件交付請求について、条例第16条第1項第2号の規定に基づき、法第20条第5項において準用する法第12条第6項に規定する不当な目的によるものとみなして本件処分を行った処分庁の判断に不合理な点はなく、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 林 賢 一

委員 片 桐 由 喜